

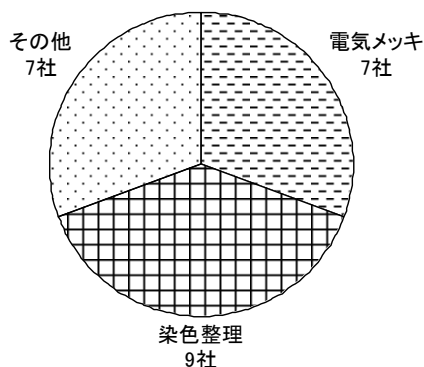
## 6 環境保全協定

### (1) 環境保全協定締結状況

本市では、住民の健康保護と生活環境の保全を目的として、燃料使用量や排水量の多い大規模事業所および有害物質排出事業所などを対象に、環境市民条例第49条に基づき、環境保全協定を締結している。

平成26年度末の締結工場数は23工場であり、業種別締結状況を図3-4-6-1に示す。

図 3-4-6-1 業種別環境保全協定締結工場数



### (2) 環境保全協定の内容

この環境保全協定では、従来の公害防止協定に規定していた公害防止対策、廃棄物処理対策および規制項目に加え、行政・住民・事業所がともに連携しながら本市の環境の維持・向上を進める内容を協定に規定することで、より包括的な環境保全対策を目指している。

#### ① 自主的な環境活動の取り組みを推進

行政・周辺住民と連携をとりながら、事業所自らの環境に対する自覚や配慮、改善活動をするを求めている。以下に具体的な協定内容を示す。

- ・ 事業所の環境活動として、望ましい環境像に対する基本の方針の設定、環境保全の向上に寄与する技術の導入、市の行う環境施策への協力、周辺住民が行う環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行う。
- ・ 従業員および取引業者等に対する環境教育および自主的な学習の推進に努める。
- ・ 事業所自身の活動による環境への影響の把握に努める。
- ・ 周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応し、必要に応じ説明会等を開催するなど、周辺住民の理解を得るよう努める。
- ・ 環境活動の状況およびその評価、今後の計画等を記した環境報告書を毎年度作成し、本市へ提出する。

## ② 排出物質の規制・自主監視測定義務

公害関係法令による規制を最低のレベルとし、当該事業所から発生する物質についてより厳しい基準を設定している。環境保全協定では、公害関係法令で規制されている項目のうち、特に有害であると認められる項目については、工場ごとに個々の排出基準を定めて、法令等の基準値より厳しい数値を設けている。

また、各工場に対して排出する可能性のある有害物質等について、自主監視測定を義務付けている。

これらは、法令等に定められている項目についてのものであり、工場により排出する物質に違いがあるため、測定頻度は工場ごとに設定されているが、排出危険度の最も高い項目は「1カ月に1回以上」、最も低い項目でも「6カ月に1回以上」の測定義務を課している。このように、自主監視測定義務を課すことは、企業の公害防止に対する意識の高揚を図り、公害の発生を未然に防止し、あるいは最小限に抑えるための有効な手段である。

## ③ 環境保全協定に基づく立入調査

汚水やばい煙等に係る排出基準の遵守状況については、毎年度当初に前年度の排出状況をもとに、調査計画を立てて定期的に立入調査を実施している。違反があった場合には、再度、工場に立入り改善指導を行っている。

平成26年度の立入調査結果については、以下のとおりである。

大気 1 大気環境の保全-(2)大気環境保全対策-③立入調査 参照

水質 2 水環境の保全-(2)公共水域の水質保全の取り組み-③立入調査 参照